

構造計算書偽装問題に係る建築基準法の見直しに関するアピ - ル

建築基準法の改正にあたっては、昨年11月に、元一級建築士による構造計算書の偽装が発覚して以来、国において、建築行政上の諸課題の検証と制度の見直しについて検討がなされてきた。

この間、全国の自治体は、国に対し、国が指定した指定確認検査機関の建築確認審査に関与できないにも関わらず、当該機関が行った確認について法的責任を問われかねないという現行法令上の問題点を指摘し、建築確認・検査制度全般にわたる抜本的な見直しを行うよう強く要望してきた。

要望の主旨は、指定確認検査機関が行った確認等に対し自ら責任を持つべきであるということであり、例えば、指定確認検査機関に国家賠償法上の被告適格があることを規定することなどである。

しかしながら、国は、こうした現行制度の欠陥の解消を図ることなく、建築基準法の改正案を通常国会に上程した。

現在、国では2段階目の法改正を準備しているところであるが、本日、八都県市は、次のとおりアピ - ルする。

国は建築行政の現場に携わる自治体の要望を真摯に受け止め、責任を持って建築確認制度の見直しに取り組むとともに、特に、指定確認検査機関が行った確認検査に関し、当該機関に法的責任があることを法律上明確にすること。

平成18年5月15日

八都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	松 沢 成 文
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	堂 本 暁 子
	東京都知事	石 原 慎 太 郎
	横浜市長	中 田 宏
	川崎市長	阿 部 孝 夫
	千葉市長	鶴 岡 啓 一
	さいたま市長	相 川 宗 一